

KOKEN®

第95回

定時株主総会 招集ご通知

優待券同封のお知らせ

当社グループが運営している博物館施設を株主様に限り2名様無料でご利用いただけるご優待券を同封いたしました。

記載の注意事項にご留意いただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応について

- 感染予防のため、本年は総会終結後の懇談会を中止させていただきます。また、お土産の配布などもございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。運営スタッフも、マスク着用で対応をさせていただきます。また、受付での検温およびアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。

クールビズ対応についてのお知らせ

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

日 時

2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

東京都豊島区西池袋1丁目11番1号
メトロポリタンプラザ
オフィスタワー 12階 第2会議室
（ステーションコンファレンス池袋）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

目 次

■ 株主の皆様へ	1
■ 第95回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
[添付書類]	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	30
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	36

鉦研五業株式会社

証券コード 6297

株主の皆様へ

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当期は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の蔓延やロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの影響とそれに伴う物価高、原油高騰に伴う原材料の高止まり、世界的な供給制約等により、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社は、中期経営計画「STEP UP 鈹研ACTIONS2025」の初年度として売上拡大と収益確保に努めた結果、売上高は7,339百万円と減収となったものの、営業利益321百万円、経常利益310百万円と前期を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益は、厚木工場売却益を計上した前期には及びませんでした。293百万円を確保しました。

しかしながら、製品開発方針として鈹研スピリット3S (SAFETY [安全、安心]、SAVE [省力化]、SATISFACTION [顧客満足]) を掲げた新製品群であるロッドハンドリング装置の「鷲掴」をはじめ新機種の世界投入を予定しておりましたが、コロナ禍、ウクライナ情勢などの影響により材料などの入荷が遅れ、今年度の業績へは加味することができませんでした。

今後につきましては、2022年6月1日から伊勢原新工場の操業開始も予定しており、増産体制に入る予定です。鈹研スピリット3Sの製品開発方針を基本に、ユーザーのニーズを掘り起



代表取締役社長

久松 邦

こし需要を創出することで、新製品を市場へ投入してまいります。

また、地球環境への持続可能な貢献のために、事業の使用電力を再生可能エネルギーで賄うRE100への取り組みとして、伊勢原新工場への太陽光パネル設置や、弊社全拠点での再生可能エネルギーの活用も進めて行く所存です。

なお、当期の株主還元につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、引き続き10円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年6月

株 主 各 位

(証券コード6297)

2022年6月8日

東京都豊島区高田2丁目17番22号

鉦研工業株式会社

代表取締役社長 木山隆二郎

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。ただいま新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況をご確認いただきますとともに、健康状態にご留意いただき、株主総会へのご来場をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場いただくほかに、書面による議決権行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。その際は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋1丁目11番1号
メトロポリタンプラザ オフィスタワー12階 第2会議室
(ステーションコンファレンス池袋)

※末尾の「株主総会々場ご案内図」をご参照ください。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.koken-boring.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合も、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第95期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |

以上

新型コロナウイルスへの対応について

1. 感染予防のため、本年は総会終結後の懇談会を中止させていただきます。また、お土産の配布などもございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
3. ご来場の株主様におかれましては、マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。運営スタッフも、マスク着用で対応をさせていただきます。また、受付での検温およびアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
4. ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
5. 会場の座席は、間隔を空けた配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の大切な権利です。
是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

開催場所 メトロポリタンプラザオフィスタワー12階第2会議室
（ステーションコンファレンス池袋）



株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後5時30分必着

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 鉦研工業株式会社 印中	株主番号	議決権行使股数	印														
2021年6月 日	<table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>第1号</td> <td>第2号</td> <td>第3号</td> <td>第4号</td> <td>第5号</td> <td>第6号</td> </tr> <tr> <td>賛否</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>			議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	賛否	○	○	○	○	○	○
議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号											
賛否	○	○	○	○	○	○											
鉦研工業株式会社	<p>お願い</p> <p>1. ○○○○○○○○○○○</p> <p>2. ○○○○○○○○○○○</p> <p>3. ○○○○○○○○○○○</p> <p>4. ○○○○○○○○○○○</p> <p>鉦研工業株式会社</p>																

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案 <small>（下の候補者 様を指す）</small>	第4号 議案	第5号 議案	第6号 議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否

第1号・第2号・第4号～第6号

- 賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合→“否”を○で囲んでください。

第3号

- 全ての候補者に賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合→“否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合→“賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきましては、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つと認識しております。また、当社の企業価値向上につながる戦略投資を実行し、持続的な売上高と利益成長の実現、それを可能とする健全な財務基盤の確立が株主の皆様との共通の利益に資すると考えております。

将来の成長投資に必要な内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案した結果、1株当たりの配当金を10円とご提案申し上げます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額84,165,350円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

(注) 発行済株式（自己株式を除く）8,416,535株

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしが、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="1025 167 1085 198">附則</p> <p data-bbox="762 231 848 261">第2条</p> <p data-bbox="762 264 1348 390">定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p data-bbox="762 393 1348 518">② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="762 521 1348 616">③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ)2名全員が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	木山隆二郎 (1959年12月29日)	1983年4月 当社入社 1996年8月 当社海外本部シンガポール支店長 1997年11月 当社海外本部海外工事部長 2000年6月 当社執行役員施工管理本部長 2005年6月 当社執行役員施工本部長 2012年5月 当社執行役員エンジニアリング本部長 2012年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼製造本部長(現任)	21,600株
<p>選任の理由</p> <p>候補者は、代表取締役として取締役会を運営、統括し、その活性化に注力するとともに、強いリーダーシップで、新たな環境のもと売上拡大と高収益維持を目指す5か年の中期計画「STEP UP 鉦研 ACTIONS2025」の推進、伊勢原新工場の稼働、鉦研スピリット3Sを掲げた新機種の投入等を推進する適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	外山洋 (1959年8月10日)	1983年4月 当社入社 1999年4月 当社国内販売統括本部東京営業本部営業第四部長 2004年10月 当社国内営業本部東京支店長 2011年7月 当社営業本部首都圏事業部長 2012年6月 当社取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役経営管理本部長(現任)	4,700株
<p>選任の理由</p> <p>候補者は、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、経営改革、業務効率化の一層の向上を推進する適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木村博一 (1947年10月26日)	1970年4月 株式会社富士銀行入行 1993年1月 同行北浜支店長 1996年5月 同行池袋支店長 1999年7月 同行人事部本店審議役 2000年4月 株式会社十字屋取締役経営企画本部長 2003年6月 みずほローン保証株式会社常務取締役 2004年1月 みずほ信用保証株式会社取締役副社長 2008年6月 帝国通信工業株式会社常勤監査役 2015年6月 当社監査等委員取締役	4,800株
<p>選任の理由</p> <p>当社における監査等委員である取締役としての実績から、業務執行に対する監督機能を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 木村博一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村博一氏は、補欠の取締役候補者であります。
3. 当社は、木村博一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2015年6月24日開催の当社第88回定時株主総会において、年額200,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額16,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年5月23日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬の決定に係る方針を改訂しており、その概要は事業報告23頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該記載に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は2名(うち社外取締役0名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、

当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が監査法人日本橋事務所を会計監査人の候補とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えており、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名	称	監査法人 日本橋事務所
主たる事務所の所在地		東京都中央区日本橋三丁目2番9号
沿	革	1969年8月 監査法人日本橋事務所 設立
概	要	資本金 30百万円 構成人員 公認会計士37名（うち代表社員3名、社員11名） 公認会計士試験合格者等10名 その他職員14名 合計61名 関与先 54社

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(当期の経営成績)

当年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和される中、徐々に回復に向かっておりましたが、新たな変異株の蔓延やロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの影響とそれに伴う物価高、原油高騰に伴う原材料の高止まり、世界的な供給制約等により、生産活動や設備投資を中心に依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境につきましては、国内市場は今後も都市の再開発、全国規模の防災・減災・国土強靱化対策、インフラ老朽化対策、リニア中央新幹線建設などの社会資本整備が不可欠な状況で、建設投資は今後も底堅く推移していくことが見込まれているものの、原材料の高騰等による事業への影響を注視しているところです。

このような状況のもと、当社グループでは当期から新たに策定した中期経営計画「STEP UP 鉦研 ACTIONS2025」(2021年度～2025年度)に基づいて、新製品の拡販などによる持続的売上拡大と調達先の拡大などによる収益確保に努めております。

当連結会計年度の受注高につきましては、ボーリング機器関連、工事施工関連ともに前期を下回りました。また、売上高につきましては、ボーリング機器関連は、ほぼ前期並の売上高となりましたが、工事施工関連で国内での大型アンカー工事の着工の遅延などにより減少し、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、連結受注高は前期比12.6%減の7,188百万円、連結売上高は同2.7%減の7,339百万円となりました。利益面におきましては、原価率の改善により、営業利益は321百万円（前期は260百万円の営業利益）、経常利益は310百万円（同177百万円の経常利益）と各段階利益は前期を上回りました。

最終利益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は293百万円（前年同期は厚木工場売却による特別利益963百万円とこれに関わる圧縮記帳処理などの税務処理を行なった結果、835百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と前期を大きく下回りました。

当年度の連結の業績は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度(A) 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	前連結会計年度(B) 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	前連結会計年度比較	
			増減額 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)-1
受注高	7,188	8,229	△1,040	△12.6%
売上高	7,339	7,541	△201	△2.7%
営業利益	321	260	60	23.4%
経常利益	310	177	133	75.3%
親会社株主に帰属する 当期純利益	293	835	△542	△64.9%

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

(セグメントの業績)

①ボーリング機器関連

当期においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの影響に伴う納期長期化の影響により、受注高が伸び悩みましたが、回復傾向にあります。

売上につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの影響については限定的であり、前期とほぼ同水準の売上高を計上しておりますが、今後、その影響を注視して参ります。利益面では、本体案件の個別原価管理での売価設定を徹底していることと、棚卸評価損などの減少により原価率は改善しました。

以上の結果、当セグメントの連結受注高は前期比3.3%減の4,322百万円、連結売上高は同1.7%増の4,144百万円となりました。利益面では引き続き特機の原価高を起こさない体制により逐次、個別原価の管理を行っているため改善しており、105百万円のセグメント利益（前期は70百万円のセグメント損失）となりました。

(単位：百万円)

	当連結会計年度(A) 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	前連結会計年度(B) 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	前連結会計年度比較	
			増減額 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)-1
受注高	4,322	4,470	△148	△3.3%
売上高	4,144	4,076	67	1.7%
セグメント利益又は 損失 (△)	105	△70	176	-%

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

②工事施工関連

当期におきまして、受注高は大型トンネル工事の発注が一巡したことにより受注が減少し、大型工事なども着工が遅れたことにより受注となりませんでした。

売上につきまして、トンネル調査工事や地下水工事は順調に推移しましたが、大型アンカー工事における着工遅れから売上の減少につながりました。利益面につきましては、各工種とも工程管理、原価管理により原価率は改善傾向にあります。

以上の結果、当セグメントの連結受注高は前期比23.7%減の2,866百万円、連結売上高は同7.8%減の3,195百万円となりました。利益面につきましては、原価率は改善傾向にありますが、温泉工事における再掘削事象の発生などにより、セグメント利益（営業利益）は同35.7%減の214百万円を計上いたしました。

(単位：百万円)

	当連結会計年度(A) 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	前連結会計年度(B) 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	前連結会計年度比較	
			増減額 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)-1
受注高	2,866	3,758	△892	△23.7%
売上高	3,195	3,464	△269	△7.8%
セグメント利益	214	333	△119	△35.7%

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

2. 設備投資等の状況

当年度は、土地、建物、機械及び装置、構築物などで合計2,628百万円の取得を行いました。

3. 資金調達の状況

長期借入金は、1,600百万円の調達を行う一方、約定弁済により210百万円の返済を実行いたしました。

短期借入金は800百万円の調達に対し、750百万円の返済を実行いたしました。また、ファイナンス・リース債務の返済は12百万円であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

①中期経営計画

国内は数波にわたる新型コロナウイルス感染状況が収束する事なく社会に影響を及ぼし続けており、様々な分野での材料不足、納期遅延等を引き起こしております。加えてロシア・ウクライナ情勢に端を発したエネルギー・原材料への影響から、電気料金のみならずあらゆる分野での値上げ発表が相次ぎ、先行き不透明な状況が続いております。

そういった環境下でありながら、当社は「顧客の安心を以て信頼を得、全社員とその家族の幸福を追求し、地球と社会に限りなく貢献する会社となる。」という経営理念のもとに、2021年度を初年度とする5か年の中期経営計画「STEP UP 鉦研ACTIONS 2025」を策定し、「売上高の成長性：部商品販売比率UP」「営業収益率向上：2025年に10%」「ROE：10%以上」「試験研究費増額：売上高の2.5%を予算化」「ESG：伊勢原新工場RE100で稼働」を経営目標とし、引き続き売上拡大と高収益を達成すべく努力をしております。

中期経営計画「STEP UP 鉦研ACTIONS 2025」

(1) Action (行動)

- ・新たな企業のパーパスを策定し、社員の主体的行動を推進。

(2) Cost reduction (コスト削減)

- ・国内に限定せず、品質を確保しながら海外の製品・材料の積極導入。
- ・全部門活用ソフトのクラウド化。
- ・適正在庫基準の明確化。

- (3) **Topical production** (話題性のある製品・部商品の開発)
 - ・ユーザーニーズを捉えて、年間2～3種の機械・システム・ツールを開発し市場へ投入。
 - ・キーワードを“A”(Automatic) から“I”(Intelligence)へ。
 - ・生産機種を選択と製造の分散化(パートナーとの協創力)。
- (4) **Initiative marketing**(創造性のある営業活動)
 - ・コンカレントエンジニアリングの推進。
 - ・創造的設計力を生かすカスタマーサービスの充実。
- (5) **Organization reactivation**(組織の再活性化)
 - ・伊勢原新工場稼働に伴い、生産性向上の実現と諏訪工場における機械生産の開始。
- (6) **New managing strength**(新しい経営体質)
 - ・役員のみならず中堅、若手社員の育成プランニングの策定。
- (7) **SDGs** (持続可能な開発目標の達成)
 - ・伊勢原新工場をRE100にて稼働開始。

②新機種の市場投入

製品開発方針としてSAFTY(安全、安心)、SAVE(省力化)、SATISFACTION(顧客満足)の「鉾研スピリット3S」を掲げた新製品群であるロッドハンドリング装置の「鷲掴」、遠隔操作式アロードリル「雷穿」、省スペース型グラウトポンプ「清流」、高圧プランジャーポンプ「激噴」などの新機種の市場投入を予定しております。

③伊勢原新工場

建設から50数年経過しました厚木工場を売却し、現在伊勢原市工業団地内で新工場の建設を進めております。新工場の稼働は、2022年6月を予定しています。伊勢原工場の稼働により生産性向上を実現し、上記新機種の市場投入を進めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒これまでも増してご鞭撻とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

10. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	期別	第92期 2019年3月期	第93期 2020年3月期	第94期 2021年3月期	第95期 2022年3月期 (当連結会計年度)
受注高	高	7,383	8,257	8,229	7,188
売上高	高	7,137	7,600	7,541	7,339
経常利益		267	416	177	310
親会社株主に帰属する 当期純利益		179	338	835	293
1株当たり当期純利益		20円04銭	37円75銭	93円22銭	34円47銭
総資産		8,011	7,938	9,226	11,629
純資産		3,583	3,893	4,680	4,591

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

11. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
構造工事株式会社	100,000	92.65	耐震型建築基礎工事等

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

12. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

地下開発用各種ボーリング機器および地盤改良機器の製造・販売ならびに関連工事施工・コンサルティングを中心として、地下開発に係るトータルソリューション事業を展開しております。

13. 企業集団の主要拠点等（2022年3月31日現在）

（当社）

本	社	東京都豊島区
東 京 支 店		同上
北 海 道 支 店		北海道札幌市
東 北 支 店		宮城県仙台市
信 越 支 店		新潟県新潟市
大 阪 支 店		大阪府吹田市
中 国 支 店		山口県山口市
九 州 支 店		福岡県筑紫野市
厚 木 工 場		神奈川県厚木市
諏 訪 工 場		長野県諏訪郡原村

（構造工事株式会社）

本社 東京都新宿区

14. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
ボーリング機器関連事業	160名
工事施工関連事業	69名
全社（共通）	28名
合計	257名

（注）全社（共通）は、総務および経理等管理部門の従業員数であります。

15. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	858,211
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	460,500
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	420,500
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	413,066
株 式 会 社 り そ な 銀 行	322,030
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	173,500
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	147,000

II 株式会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行済株式の総数 8,416,535株 (自己株式553,576株を除く。)
2. 株主数 5,479名
3. 大株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 立 建 機 株 式 会 社	983	11.67
株 式 会 社 エ ン バ イ オ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	767	9.11
鉦 研 工 業 取 引 先 持 株 会	422	5.02
江 口 工	305	3.62
山 内 正 義	216	2.57
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	115	1.36
旭 ダ イ ヤ モ ン ド 工 業 株 式 会 社	100	1.18
坂 井 守 雄	100	1.18
鉦 研 従 業 員 持 株 会	78	0.93
内 田 善 久	74	0.88

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式 (553,576株) を控除して計算しております。

Ⅲ 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 株式会社の会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 山 隆二郎	製造本部長
専 務 取 締 役	外 山 洋	経営管理本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	遠 藤 寛 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 入 貞 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	柿 沼 光 利	

(注) 1. 当期中の取締役の異動

- ①2021年6月24日開催の第94回定時株主総会において、遠藤寛治氏、竹入貞人氏および柿沼光利氏は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
 - ②2021年6月24日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、深澤徹弥氏、木村博一氏および佐藤三郎氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
2. 取締役遠藤寛治氏、竹入貞人氏および柿沼光利氏は、社外取締役であります。
 3. 常勤の監査等委員は置いておりません。しかしながら遠藤寛治氏は週に3日から4日出勤し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携等を行い、監査等委員会として監査・監督機能を円滑に推進しております。
 4. 社外取締役遠藤寛治氏、竹入貞人氏および柿沼光利氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 社外取締役遠藤寛治氏は、金融機関における豊富且つ幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役の職務を適切に遂行いただいております。
 6. 社外取締役竹入貞人氏は、会社経営に携わってきた豊富且つ幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役の職務を適切に遂行いただいております。
 7. 社外取締役柿沼光利氏は、税務に関する豊富且つ幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役の職務を適切に遂行いただいております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である遠藤寛治氏、竹入貞人氏および柿沼光利氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

3. 取締役の報酬等の額

(1) 取締役の報酬等の支給人員及び報酬額

区分	支給人員	固定報酬額	業績連動報酬額	報酬額計
取締役（監査等委員を除く。）	2名	33,012千円	24,300千円	57,312千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (5名)	17,917千円 (16,140千円)	—	17,917千円 (16,140千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は2015年6月24日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円と決議いただいております。
2015年6月24日開催の定時株主総会終了後の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2015年6月24日開催の定時株主総会決議において年額30,000千円と決議いただいております。
2015年6月24日開催の定時株主総会終了後の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(2) 取締役の個人別の報酬の決定に係る方針

取締役の個人別の報酬の決定に係る方針については、会社法第361条第7項に基づいた基本方針を取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定方針につきましては、役位を基に役割や責任に応じて当社の経営状況を中心に、経済情勢、他社水準をも考慮して総合的に決定する方針であり、固定報酬と業績連動報酬としております。また、業績連動報酬のうち一定割合を長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）で構成しております。なお、取締役の固定報酬は役位別の報酬テーブルを定めております。

(3) 業績連動報酬

当社は、業績連動報酬の支給額の水準決定に関しては、対象となる決算期における税引前当期純利益の水準を考慮した一定の方式（利益額に比例して額が変動する方式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定します。

当期については、税引前当期純利益の基準額に対する実績値に対応した業績係数にしたがって、算出された額を基準に支給しております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容
遠藤 寛治	取締役 (監査等委員)	当事業年度、監査等委員就任後開催された取締役会13回全て、監査等委員会11回全てに出席し、金融機関における豊富かつ幅広い見識から、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
竹入 貞人	取締役 (監査等委員)	当事業年度、監査等委員就任後開催された取締役会13回全て、監査等委員会11回全てに出席し、会社経営の経験における豊富かつ幅広い見識から、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
柿沼 光利	取締役 (監査等委員)	当事業年度、監査等委員就任後開催された取締役会13回全て、監査等委員会11回全てに出席し、税務に関する豊富かつ幅広い見識から、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。

(3) 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 38,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 39,000千円

4. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、新収益認識基準の適用に関する助言業務等です。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制を含む内部統制システムの整備・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けま
 - ② 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門により、当社の各部門および子会社の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めます。
 - ④ コンプライアンス・マニュアル等を活用し当社および子会社の取締役および使用人の責任を明確にします。
 - ⑤ 当社は、反社会的勢力に対し遵守しなければならないコンプライアンス・マニュアルの基本方針に基づき、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む体制を整備します。
 - ⑥ 経営委員会内に企業倫理部会を設けグループすべての役職員に対しコンプライアンス徹底と同時にコンプライアンス情報を広く収集します。
- (2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会・執行役員会・経営委員会その他重要な会議の意思決定に係わる情報、代表取締役社長決裁その他重要な決裁に係わる情報、ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理します。
 - ② 取締役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができるようにします。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。当社の執行役員および子会社の社長は、定期的にリスク管理の状況を経営委員会に付議し取締役会へ報告します。
 - ② 内部監査室は、リスク管理の状況が適切かどうかをモニタリングおよびレビューし定期的に取締役会に報告します。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 会社単体および連結さらに各事業部門の中期経営計画および単年度目標を策定し、企

業集団から各事業部門までそれぞれの達成すべき目標を明確化するとともに、経営委員会の中でレビューし役員報酬に反映する制度を導入します。

- ② 取締役と執行役員の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保しチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
 - ③ 執行役員を軸とした経営委員会を組織強化し、原則月1回開催し全社的な重要事項について慎重に検討および審議します。
- (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社について定めた「関係会社管理規程」に基づき、当社関連子会社における所定の重要事項の決定に関して当社への事前報告または事前承認を徹底します。
 - ② 当社の監査等委員会および内部監査担当者がグループ会社の監査を実施し、企業集団の業務の適正を確保するよう努めます。
 - ③ 当社グループ各社における内部統制に係わる体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を順次行います。
- (6) 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は1名以上とし、原則専任で且つ計数的な知見を有する使用人を配します。
 - ② 監査等委員会付は、監査等委員の指示に従い職務を行うとともに、監査等委員会の事務局とします。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。
 - ② 監査等委員会付の人事考課については監査等委員が行います。
- (8) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- ① 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、当社および子会社の監査等委員でない取締役および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査等委員会に報告します。
 - ② 当社および子会社の監査等委員でない取締役および使用人は、当社および子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生の恐れがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告します。
 - ③ 当社および子会社の監査等委員でない取締役および使用人からの法令違反や不正行為

に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないようにします。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査等委員会は相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもちます。
 - ② 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - ③ 監査等委員でない取締役は、監査等委員の職務遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
 - ④ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行います。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、基本方針・基本指針・行動指針を定め、グループ各社の取締役および使用人に浸透を図っております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力への対応も含め研修を実施し、グループ内に周知徹底しております。なお、コンプライアンスに関する通報・相談窓口としてヘルプラインを設置し、意識の浸透、不正行為等の未然の防止に努めております。
- (2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
- 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、リスクマネジメントへの対応として「リスク管理規程」・「危機管理規程」を定めております。また、「品質管理規程」に基づき月1回以上、品質管理委員会を開催しております。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、「取締役会規程」等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計17回開催したほか、機動的に経営問題に対応するため月1回以上経営委員会を開催しております。また中期経営計画「STEP UP 鉦研 ACTIONS2025」（2021年度～2025年度）および年度計画に基づ

き業績管理を実施しました。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき事前協議制等により子会社の業務を管理しております。また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況について、確認しております。
- (6) 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の監督機能強化を図るために補助使用人を設けております。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
当社の監査等委員の業務を補助する使用人の任命・異動・人事考課等の人事は、監査等委員の意見が反映されております。
- (8) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
当社は、取締役会において事業の重要事項を監査等委員に報告しております。また、「内部通報規程」を設け、内部通報制度を整備し、通報者の保護を図っております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会における取締役との意見交換のほか、代表取締役との会合を定期的に実施し、監査の実効性の向上を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つと認識しております。また、当社の企業価値向上につながる戦略投資を実行し、持続的な売上高と利益成長の実現、それを可能とする健全な財務基盤の確立が株主の皆様との共通の利益に資すると考えております。

将来の成長投資に必要な内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案した結果、1株当たりの配当金を10円とご提案申し上げます。

※記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,369,006	流 動 負 債	4,487,269
現金及び預金	1,233,361	支払手形及び買掛金	576,033
受取手形、売掛金及び契約資産	2,244,261	電子記録債権	809,259
電子記録債権	218,457	工事未払金	134,535
商品及び製品	1,200,233	未払費用	1,658,371
原材料及び貯蔵品	379,021	契約負債	47,255
仕掛品	838,884	短期借入金	740,000
未成工事支出金	342	1年内返済予定の長期借入金	227,551
前渡金	9,161	リース債務	14,274
未収還付消費税等	150,861	未払法人税等	20,957
未収還付法人税等	18,716	賞与引当金	174,324
その他の	76,004	受注損失引当金	390
貸倒引当金	△300	工事損失引当金	4,400
		その他	79,915
固 定 資 産	5,260,668	固 定 負 債	2,551,114
(有形固定資産)	5,066,964	長期借入金	1,868,939
建物及び構築物	2,277,902	リース債務	41,218
機械装置及び運搬具	168,296	役員退職慰労引当金	20,364
土地	2,483,823	退職給付に係る負債	575,473
リース資産	39,897	資産除去債務	11,000
建設仮勘定	76,598	再評価に係る繰延税金負債	15,230
その他	20,444	その他	18,889
(無形固定資産)	51,763	負 債 合 計	7,038,384
リース資産	38,604	純 資 産 の 部	
その他	13,158	株 主 資 本	4,700,201
(投資その他の資産)	141,941	資本金	1,165,415
投資有価証券	283	資本剰余金	5
繰延税金資産	37,270	利益剰余金	3,849,890
リース投資資産	1,300	自己株式	△315,109
その他の	104,087	その他の包括利益累計額	△137,640
貸倒引当金	△1,000	その他有価証券評価差額金	△14
		土地再評価差額金	△124,007
		退職給付に係る調整累計額	△13,618
資 産 合 計	11,629,675	非 支 配 株 主 持 分	28,729
		純 資 産 合 計	4,591,290
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,629,675

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,339,603
売上原価	5,265,683
売上総利益	2,073,920
販売費及び一般管理費	1,752,369
営業利益	321,550
営業外収益	22,785
受取利息	13
為替差益	14
受取賃貸料	1,181
受取保険金	500
公団管理料	1,946
助成金収入	114
保険解約返戻金	51
貸倒引当戻入	362
スワップの益	12,388
その他	6,213
営業外費用	33,994
支払利息	32,189
有形売却損	546
支払手数料	1,256
その他	2
経常利益	310,341
特別利益	447
固定資産売却益	82
環境対策引当金戻入	365
特別損失	5,271
減損損失	4,666
固定資産除却損	604
税金等調整前当期純利益	305,517
法人税、住民税及び事業税	23,276
法人税等還付税額	△263
法人税等調整額	△12,794
当期純利益	295,297
非支配株主に帰属する当期純利益	2,255
親会社株主に帰属する当期純利益	293,042

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,165,415	5	3,636,910	△1,597	4,800,733
会計方針の変更による累積的影響額			9,602		9,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,165,415	5	3,646,513	△1,597	4,810,336
当期変動額					
剰余金の配当			△89,665		△89,665
親会社株主に帰属する当期純利益			293,042		293,042
自己株式の取得				△313,511	△313,511
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	203,376	△313,511	△110,134
当期末残高	1,165,415	5	3,849,890	△315,109	4,700,201

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	△124,007	△22,668	△146,675	26,474	4,680,532
会計方針の変更による累積的影響額						9,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	△124,007	△22,668	△146,675	26,474	4,690,134
当期変動額						
剰余金の配当						△89,665
親会社株主に帰属する当期純利益						293,042
自己株式の取得						△313,511
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14	—	9,050	9,035	2,255	11,290
当期変動額合計	△14	—	9,050	9,035	2,255	△98,843
当期末残高	△14	△124,007	△13,618	△137,640	28,729	4,591,290

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	目 録		科 目	目 録	
流動資産		5,895,751	流動負債		4,373,566
現金及び預	金形金	887,141	支払手形	形金	311,778
取手	金	362,153	掛金	務金	217,374
掛手	産金	1,736,463	子記簿債	務金	809,259
約資	産金	38,191	工事未払	金	108,299
電子記録債	権品	177,389	短期借入	金	740,000
商品及び製	品品	1,200,233	1年内返済予定の長期借入	金	194,227
材料及び貯蔵	品品	374,195	契約負債	債	46,566
仕掛品	品品	838,884	リース債	務	10,439
未成工事支出	金	342	未払費用	用	1,628,309
前渡	金	9,161	未払法人税	等	20,957
未還付消費税	等	150,861	前受引当金	金	164,124
未倒引当金	他	121,031	賞与引当金	金	390
	金	△300	注損引当金	金	4,400
			事業外支の払手	形	46,880
固定資産		5,187,425	固定負債		2,471,664
(有形固定資産)		5,036,170	長期借入金	金	1,860,580
建物	物	2,047,075	リース債	務	19,425
構築物及び装	置	228,727	退職給付引当金	金	553,271
機械	地	165,583	役員退職慰労引当金	金	2,610
土	産	2,483,823	資産除去債	務	11,000
建	定	14,332	再評価に係る繰延税金負債	債	15,230
設	他	76,598	その	他	9,547
その		20,028			
			負債合計		6,845,231
(無形固定資産)		51,763	純資産の部		
リース資産	産	38,604	株主資本		4,361,967
その	他	13,158	資本	金	1,165,415
			資本剰余金	金	5
			その他の資本剰余金	金	5
			利益剰余金	金	3,511,655
			利益準備金	金	46,800
			その他の利益剰余金	金	703,422
			圧縮記帳剰余金	金	2,761,433
			繰越利益剰余金	金	△315,109
			自己株	式	
			評価・換算差額等		△124,022
			その他の有価証券評価差額金	金	△14
			土地再評価差額金	金	△124,007
資産合計		11,083,176	純資産合計		4,237,945
			負債・純資産合計		11,083,176

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,730,182
高上高	3,180,476
高上高	998,155
高上高	2,551,550
売上原価	4,785,788
原価	2,232,895
原価	620,750
原価	1,932,142
売上総利益	1,944,393
販売費及び一般管理費	1,658,306
営業利益	286,087
営業外収益	21,796
受取替	9
取替	14
取保	1,181
貸倒引当金	500
倒引当金	362
スークラップ	1,946
その他	12,388
営業外費用	5,393
支手支	32,055
形払	125
手の	1,256
の	2
経常利益	274,443
特別利益	447
固定資産売却益	82
環境対策引当金戻入	365
特別損失	5,271
減価償却	4,666
固定資産除却	604
税引前当期純利益	269,619
法人税、住民税及び事業税	14,604
法人税等還付税額	△263
法人税等調整額	△17,129
当期純利益	272,407

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計	
			圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,165,415	5	37,800	703,422	2,578,088	3,319,311	△1,597
会計方針の変更による累積的影響額					9,602	9,602	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,165,415	5	37,800	703,422	2,587,691	3,328,914	△1,597
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△89,665	△89,665	
利益準備金積立額			9,000		△9,000	-	
圧縮記帳積立金の積立							
当 期 純 利 益					272,407	272,407	
自己株式の取得							△313,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	9,000	-	173,741	182,741	△313,511
当 期 末 残 高	1,165,415	5	46,800	703,422	2,761,433	3,511,655	△315,109

(単位：千円)

	株主資本合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
		その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,483,134	-	△124,007	△124,007	4,359,127
会計方針の変更による累積的影響額	9,602				9,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,492,737	-	△124,007	△124,007	4,368,730
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△89,665				△89,665
利益準備金積立額	-				-
圧縮記帳積立金の積立	-				-
当 期 純 利 益	272,407				272,407
自己株式の取得	△313,511				△313,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	△14	-	△14	△14
当期変動額合計	△130,769	△14	-	△14	△130,784
当 期 末 残 高	4,361,967	△14	△124,007	△124,022	4,237,945

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月21日

鈹研工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇田川 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鈹研工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈹研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれおらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月21日

鈹研工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇田川 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鈹研工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

鈺研工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 遠藤寛治 ㊟

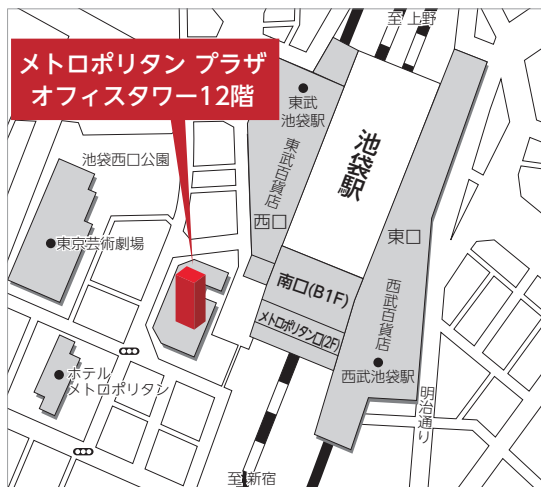
監査等委員 竹入貞人 ㊟

監査等委員 柿沼光利 ㊟

(注) 監査等委員遠藤寛治、竹入貞人及び柿沼光利は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会々場ご案内図



会場

東京都豊島区西池袋1丁目11番1号

**メトロポリタンプラザ
オフィスタワー12階 第2会議室**
(ステーションコンファレンス池袋)

電話 (03) 5954-1030 (代)

交通機関のご案内 各路線「池袋駅」下車

JR	● 山手線	● 埼京線	● 湘南新宿ライン
東京メトロ	● 丸ノ内線	● 有楽町線	● 副都心線
東武鉄道	● 東上線		
西武鉄道	● 池袋線		

池袋駅の各路線から会場までのご案内

● JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より④メトロポリタン口改札をご利用下さい。
その先は下記地図をご参考下さい。

● 東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参考下さい。

● 東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より①南通路西改札をご利用下さい。
その先は下記地図をご参考下さい。

● 東京メトロ副都心線

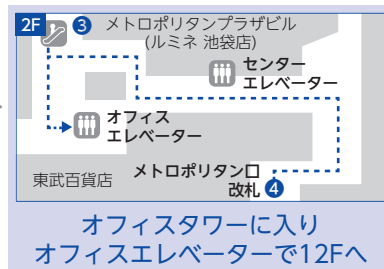
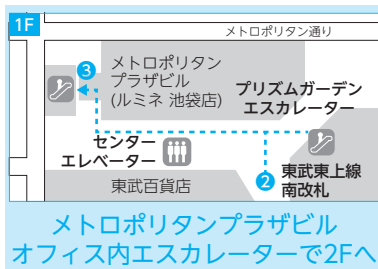
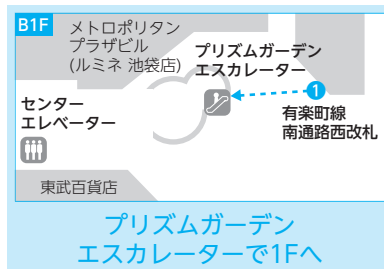
西通路東改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参考下さい。

● 東武東上線

東武線池袋駅構内より②南改札をご利用下さい。
その先は下記地図をご参考下さい。

● 西武池袋線

B1F改札より池袋駅コンコースを通り、①有楽町線南通路西改札
に向かい、その先は下記地図をご参考下さい。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

